

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、
同号の前に次の一号を加える。

十一 経営企画監 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる経営企画監をいう。
第八条第六項中「及び政策監」を「政策監及び経営企画監」に改める。

別表第二局長専決事項の欄中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、
第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 広島県附属機関設置条例（平成二十五年広島県条例第三号）第二条第二項の規定
により置く附属機関の委員の任命（所掌事務に関するものに限る。）

別表第三総務局の部人事課の項課長専決事項の欄中第十六号を第十八号とし、第十号から
第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 職員の配偶者同行休業の承認及び取消し

別表第三総務局の部人事課の項課長専決事項の欄第八号の次に次の一号を加える。

九 職員の高齢者部分休業の承認及び取消し

別表第三総務局の部行政管理課の項中

行政管理局

を

業務プロセス改革課
一 広島県指定管理者 選定委員会の委員の 任命

に改め、同表地

域政策局の部中

都市圏魅力づくり
一 都市計画法（昭和 四十三年法律第百号 ）に基づく知事の権 限のうち、次に掲げ るもの （一）第十八条第一項

<p>課事学</p>	<p>課進推りくづ力魅圏市都</p>	<p>課務総策政域地</p>	<p>課進推りく</p>
	<p>(一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(二) 第十八条第一項の規定による都市計画の決定（第十五条第一項第一号に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に關するものに限る。以下において同じ。</p> <p>(三) 第二十一条第一項の規定による都市計画の変更</p>		<p>の規定による都市計画の決定（第十五条第一項第一号に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に關するものに限る。以下において同じ。</p> <p>(二) 第二十一条第一項の規定による都市計画の変更</p>
<p>一 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号） 二 私立学校法（昭和二十四年法律第百七十七号） 三 第四十五条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可で軽易なもの</p>		<p>一 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号） 第十九条第一項の規定による成果の認証請求及び同条第五項の規定による成果の認証の申請</p>	

改め、同部過疎地域振興課の項を削り、同表環境県民局の部中

を

に

を

課務総民県境環	一 広島県環境県民局 補助金等審査会の委員の任命
課事学	一 宗団法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第一項の規定による規則の変更の認証 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四十五条の規定による学校法人の寄附行為変更の認可で軽易なもの

に

改め、同表健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄第三号(二)中「第二十一条の四第 四項」を「第二十一条第四項」に改め、同号(中)「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、同号(中)「第三十三条の四第六項」を「第三十三条の七第六項」に改め、同表商工労働局の部中

課策政働労用雇	一 中高齢失業者等に対する職場適応訓練の委託 二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定による障害者に対する適応訓練の委託
---------	--

を

課務総働労工商	一 広島県商工労働局 補助金等審査会の委員の任命
課策政働労用雇	一 中高齢失業者等に対する職場適応訓練の委託 二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定による障害者に対する適応訓練の委託

に

改め、同表農林水産局の部農林水産総務課の項課長専決事項の欄第二号を削り、同部団体検査課の項の次に次のように加える。

業農	一 農地中間管理事業の推進に関する法律
	一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (平成二十五年法律第百一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による農地中間管理事業の推進に関する基本方針の策定
- (二) 第三条第四項の規定による農地中間管理事業の推進に関する基本方針の変更
- (三) 第四条の規定による農地中間管理機構の指定
- (四) 第七条第一項の規定による農地中間管理機構の役員を選任及び解任の認可
- (五) 第七条第二項の規定による農地中間管理機構の役員の解任命令
- (六) 第八条第一項の規定による農地中間管理事業の実施に関する規程の策定及び変更の認可
- (七) 第八条第五項の規定による農地中間管理事業の実施に関する規程の変更令
- (八) 第九条第一項の規定による農地中間管理機構の事業計画及び収支予算の認可
- (九) 第十四条第一項の規定による農地中間管理事業の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可
- (十) 第十五条第一項の規定による農地

- (一) 第二十八条第一項の規定による和解の仲介
- (二) 第二十八条第二項の規定による和解の仲介を行う職員の指定
- (三) 第三十九条第一項の規定による農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合における農地中間管理権を設定すべき旨の裁定
- (四) 第四十三条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合における利用権を設定すべき旨の裁定
- (五) 第四十九条第一項の規定による立入調査等(三)及び(四)に係るものに限る。
- 二 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第六条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条による改正前の農地法第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与の適否の認定並びに譲与通知書の作成及び交付
- 三 農地法第三条第一項及び第三項、第四条第一項(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に限る。)、第五条第一項(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に限る。)並びに第十八条第一項の規定による許可に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分
- 四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第九十四条の八第三項の規定による適格者の選定及び埋立予定地の配分通知書の交付
 - (二) 第九十四条の八第六項の規定によるしゅん功の期日の決定
 - (三) 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用許可
- 五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の二第三項の規定による交換分合計画の認可
- 六 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第五条第二項の規定による交換分合計画の認可
- 七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五条第七項及び第七条第五項の規定による事業計画の同意
- 八 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

<p>中間管理機構の指定の取消し</p>	<p>(一) 第十八条の規定による農地中間管理機構が定めた農用地利用配分計画の認可 (二) 第二十一条第二項の規定による賃貸借又は使用貸借の解除の承認 (三) 第二十二条第二項の規定による農地中間管理事業に係る業務の一部を他のものに委託する場合の承認</p>
----------------------	---

別表第二農林水産局の部園芸産地推進課の項中「園芸産地推進課」を「農業産地推進課」に改め、同部農業技術課の項課長専決事項の欄中第一号から第七号までを削り、第八号を第一号とし、同表土木局の部営繕課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

一 広島県建築設計者
選定委員会の委員の
任命

別表第四グループプリーダの専決事項の欄第十二号中「の庶務事務を担当する」を「のうち、局長が指定する」に改める。

別表第六厚生環境事務所長の項第三号中「(広島市、呉市又は福山市に事業の用に供する施設の所在地を有する者に係るものを除く。)」を削り、同号四中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)第十四条第二項の規定による汚染土壌処理業の許可証の書換え交付及び再交付

別表第六厚生環境事務所長の項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年広島県条例第十四号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(六)を除き、広島市の区域にのみ営業所が所在する者に係るものを除く。)

(一) 第三条第一項の規定による登録

(二) 第三条第三項の規定による更新の登録

(三) 第四条第一項(第七条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による申請書の受理

(四) 第五条第一項(第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による登録簿への登録

(五) 第五条第二項(第七条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による登録証の交付

(六) 第五条第四項に規定する登録簿の謄本の交付及び閲覧

(七) 第六条第一項(第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による登録の拒否

(八) 第六条第二項(第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)(の

規定による登録を拒否した旨の申請者への通知

(九) 第七条第一項の規定による営業区域の拡大に伴う変更の登録

(十) 第八条第一項の規定による記載事項変更の届出の受付

(十一) 第九条第一項の規定による登録証の書換え交付

(十二) 第九条第二項の規定による登録証の再交付

(十三) 第十条の規定による届出の受付

(十四) 第十一条第一項の規定による登録の抹消

(十五) 第十一条第二項の規定による登録の抹消の届出をした者又は浄化槽保守点検業者であつた者への通知

(十六) 第十六条第一項の規定による登録の取消し又は浄化槽保守点検業の全部若しくは一部の停止命令

(十七) 第十六条第二項の規定による聴聞

(十八) 第十六条第三項において準用する第十一条第二項の規定による処分を受けた者への通知

別表第六西部厚生環境事務所長の項第一号(三)中「、共同生活介護」を削り、同項第二号から同項第四号までを削り、同項第五号中「第一号」を「前号」に改め、「、第二号(四)並びに前号(五)及び(六)」を削り、同号を同項第二号とし、同表西部保健所長及び東部保健所長の項第五号(一)中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同号(二)中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号(三)中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号(四)中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。